薫蕷録

七

曽4
775
58

曾山文庫
775
78

薑蒟錄卷之二拾參

目錄

野芹
社倉私議

東京都立中央図書館蔵

篤穎錄卷之四四十五

中村直道輯録

上之巻

郁芹

むかし賤のをだまきが郁芹を摘くとてよめる

たまきはるいのちにまさるものなしと思へばかりにこそ人をも思へ

少将へ人れば淺きまつのうらにもとゝ

君がためにと摘くまつの郁芹一巻も

うらなれぬふるさとにもはつ春は

ふるみの中なる草も誠のうらなれ

摘めとゝば神も詞をかけまくも

惟とうけれく書くたまはるうの利

干時寛政五巳年卯月日

郡荷の大意

前像政之御領分金銀とり[illegible]
格別風俗元来より[illegible]
べき筋国より[illegible]
[illegible]
取組[illegible]
遂て道理のことを[illegible]
言と[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

数ヶ所に付き不案内の義御尋ねこれ有り候
ハヾ

節竹目録

一 根本三ヶ条
　三方共数多敷く六ヶ条と書法ハヾ

一 枝葉四ヶ条
　四方の敷く敷く四ヶ条と書法ハヾ

一 花實六ヶ条
　五分の敷く敷く六ヶ条と書法ハヾ 通計十
　二ヶ条八一年十二ヶ月の敷と取ハヾ

郡村上

概年二ケ条

一国の財用は土地と民力との二つを根本として生じ、ひとり都のみに出るにあらず、土地の大小民力の多少に従て、財用の生ずる分量もあるべき事なり。財用収用の法を立て、収量を出す収割を分て、年用出来の物産を中に出分て法を立て、遠近共に入来るべき事なり。

一財用の緩急ひとり収割のみにあらず、収割の事は定り多く法なく、ひとり財用の緩急は一方を定め難き事

一入る所の量り出る所の収割は事は定り多く法なく、ひとり家国の費用いとまなる

定めらるべきうたがはしきことなりとて
紙幣不足にて戸財を命候の政と勅く指別と
物入を減じ戸ならびに財用の足り戸法を
世法元来定法とうたてのことに紙幣不足
より減じ後より世法を定法の政とし元〇主
世戸角よりもとの世法なくなり非常の
法を定めて世ひろく減じ元〇戸に
教より世法相那の法と戸ば迎河船の制を
定めて戸を苦しめ元戸に成を世法なくなり非常
より戸い不動ましを事と事に君を一国の
住民の天をいうこと為ることを事を
戸より不及ならば御者人作年生来者命し

戸ホて一国より世法なくなり世ゆるふあまり足り
動ひて協合衣波御上出入何一つ作事なく欠
ちなく事をなく備へていつまでつつ
動ふ事を人君より御りひし作方不動
まして世法御者は一国の住民より天を仰を
身かへ作御より天の御徳の光なく光ハ君
の信の国家君さもも事を拡張する事
より世法の君ち作質拡されの為り賢徳
のうへて古今人君の賢愚與亡歴代の義
ちの世法なく相人天ちの御徳と戸ハ
天を万物の父母として元天地の間にあるもの
うのうちの天地を人のみと清きものを光なく

こゝをもて一国百民の天下をたもつへき父母となり
ひいてハおらぬ人ハ君の為にて出ぬ人ハ
又ハ[illegible]ハ[illegible]ハ角力をとる[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]藩士の御心を以て御のめくり御
拵されし成根本を仕られ[illegible]天保七年
御倹約の御ためとげ[illegible]事と申伝
右之条々八郎倹の政の根本なるべし根本を
かくく仕[illegible]ハ[illegible]藩人中[illegible]道理
[illegible]

野井

枝葉四ケ条の政　上

一君と共御心を樹木の根本のめくり根本堅ク
てゆるうされハ枝葉を自然と繁茂仕る事中ゝ
及ハ[illegible]倹約の政を主ニ[illegible]事ハ[illegible]の財用をゆ
たかにして君と[illegible]御安楽ニ[illegible]へき
為ニ[illegible]なる[illegible]下[illegible]民の御為
ニも[illegible]の仕ゝ御座[illegible]ハ[illegible]事故[illegible]倹を[illegible]
されなく[illegible]用の[illegible]ハ[illegible]事ゝ
[illegible]人君の[illegible]一の御仁徳[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]れ行き得行始め入きられ此
事さへ法恵寺様一途の納用とおいとい
[illegible]成りの[illegible]さへ成る事を行一切の
[illegible]様方より苦労様されて一切の[illegible]
しんと成りて一切清雪と成る
納用おそよひ親久書の書ひとも[illegible]
[illegible]の如く行時分[illegible]樹木より拾枝の出来
[illegible]拾枝きらの[illegible]
枝のいろみよりの[illegible]
拾枝[illegible]
[illegible]の外枝の痛[illegible]
[illegible]

きげりの[illegible]
[illegible]枝のうち[illegible]拾[illegible]
[illegible]
一枝[illegible]
拾[illegible]枝の[illegible]
[illegible]
[illegible]

細雑物と年一迄の拵雑費と序ニ年一迄の拵
人かの用ニ入ル品ニ痛みく不申ハ物ハ
勿論ニ成ル品とハ拵ハ物の為ニ成ル品迄
ハ下ハ不申不足ハ勿論ニ一物ハ以外ハ
無之ハ不代ハ下ハ人ハ品物ハ数ハ物ハ為ニ
ハ上ハ数ハ下ハ年ハ莫大ハ費用ハ出
ハ不申ハ

一大学の篇ハ生財有大道生之者衆食之者寡
為之者疾用之者舒財恒足矣ト相見ル為ニ財用
ハ人ハの道理ハ有ハ為ニ学ハ
南世法ハ人ハの学ハ為ハ人ハ
ハ医ハ学ハ為ハ万石ハ十万石ハ八拾万石

の学問ハ為ハ学ハ財用ハ為ハ学ハ
御ハ家ハ年ハの学ハ為ハ一方一流ハ為ハ
場ハ為ハ越ハ為ハ場ハ為ハ城ハ為ハ根ハ為ハ
の三民ハ為ハ分ハ為ハ士ハ為ハ
御ハ先ハ代ハ為ハ為ハ為ハ士ハ為ハ今ハ為ハ減ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ

中ゟ四拾五人の浪人を心易の人相頼ミ
敵ゟ出張の者と
申ス
旧冬中一揆ハ
人数拾五人ハ物の不ト申ス
人数拾五人ハ相頼ミ
逆徒ハ
軍勢ハ
ト申ス
ト
ト
ト

[illegible]

[illegible]

[illegible]

郡芳

枝葉四ケ条の部　下

下之巻

一樹木を眺めゆるものは枝葉うるおしく富貴やうよし海の時は日影風深彩深ゆんどくの成所をしる成と申生れたるうしやうと和ようの用の行りを根元ようを考ひとは中さしたるは水氣のめぐみ罪りゆうをいたるをめぐる民は枝葉君を根元よくゆうをいたいたる根元の徳成ものよりひとしたいさうを成と申生れたる徳成考ひとり本を文武二乃と申ようにさしたるは和ようにたるは慶光恵仁義禮譲の徳を文武ようにたるは誓示教非簾紙の風を武ようにたるは生しに番田を花実のものよりひとしたる田部

儉の政を[illegible]行国門のうちより初りたん国門の
間と中ハ行奥向の[illegible]男女の心[illegible]
[illegible]より元那邪正乃[illegible]道[illegible]
[illegible]名ハ当年[illegible]一流より道[illegible]
[illegible]行く[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

仰家の武職にて世襲の職ひとしかるべ
き筈なれども不仰にて不仰にて
ふ通り仰淳所のうち
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

石竹源氏節候の枝葉にて枝葉富へ[illegible]
[illegible]

[illegible]

一梅の本より梅の花と咲ける梅の本より梅の花と咲ける
[illegible]

[illegible]

[illegible]

みなこれ日々十ッ[illegible]八九[illegible]
[illegible]実を[illegible]
[illegible]
[illegible]

この世界にまして作られたる作風俗
の変りゆくは風のなびくが如くなるべし
一年の内にも四時の移り変り生育万
物の成熟と枯れしぼむ事年月日時
にかはりやすく人の心もかはりゆく
世俗の移りかはるは時代の風俗
なり文学技術も日々に新たなる道
理なり武術も日々に新たなる風俗
の変ずるに人の心もかはりゆく
根元なり世界の前後の道を費用の
ありかを始めたる
中古の事柄多くは世界の事
面倒のなくて一つと成しは政治不中の
文を詩歌に作りよみ道理と無一中道に人の

分の中に人を見さへ明らかふ世界を知る
取扱ひ中に沢山の道理に人
世界を取扱ひ一生今日一生
事業の武の道を引馬鞍の役と
事取の武を取て義を長一中に
は上古武道なる用成の一中に事業中
世上のものの知らぬ道
まで世界の道理に明らかなる人を明らかに不義の
知こりとなり非義の主用を取ひ武芸を専
り人を使令義の道
自知に伝ふ光仏教に未練なる迷
文と武と二の道より世界に事し人を風俗此

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

親鸞聖人[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]ヶ年のうちよりの[illegible]

[illegible]

年[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

年の内に梅桜の類一時に花さくを待て年を送る事
家国の命脈を長くし新の如くなる時節人々日減
時日を減じ終りて不老不死を願ひ実種の毒薬を
作の術をなすに仙人の孫なる仙人の孫のた
り事と治めさせ給ふ事は一日元君より
仙心を根本とし松葉実霞(中略)より法
法を学ぶ人の作の法衣のかたち作法
自海人性を失ひ終に他を恥ひやすの法
法を会軍陣養勇筋に所以不敵人の文備と
重宝中されば西夷東夷帰服して信徳
其衣年時をうるみ中さぶ教の法や人形

の内にも法に則ひ拙き事は法
時を長人の法を用ひ代をまたし
法形をうるもの教法作法
賢の作法を仁義まさる
者の勇と称し仁義の生を求て不善に
移変を行ふ事一切を野心に
法をうる法や今日の法労とか
さるもの法を損ぜんの教を
四法に法を行ふ作法
右実際節倹の政の実のりなく乱費に成
仰賢抜されなく以て仲楽の教作成作法
有度く侍

印行 終

天保二年辛卯歳六月二十九日於豪塚下敬閣印ハ
松岡氏本写ス

中村 直衛

薫蕕録巻之百四十五

薫蕕録巻之百四十六

中村直道集

社倉私議

一 民ハ邦の本国なり邦ハ君ハ民ハ百姓なり君ハ民ハ共ニ生ル者なり聖賢の明訓茅茨不易の義今更ラ云ふ迄ハ不及の事なれ共世ハ上下の一体ハ静謐安穏なる故ハ天下一統ニ共ニ君の府庫も民ニ分たり給ふ事なれ共ハ永久の為成ル事ハ天下の貧ハ仕方ニ出ル故ニ百姓ハ本業ニ専ニ成ル事ハ常平の法ハ邦国ニ和漢ニ人ニ四年ニ七度貢税帰りの事ニ成ル

主親く取り去るべきの国用足るべきに不得止事取
主家金に取りて人に或は田宅を質物に入れ高利の
銀子借用いつゝ或家財をさかして商売の急を遂ま
いふく流くいとく親族に忽離散の悲歎
〃親族に其人田宅質物入等に成貧困の窮
民を濟候の富民もかりに貧民を救候の富
民もかりこうり後を乏小流し拾ひいつゝ米習つ
の程ふく饑方出飢のこと多く有り其地に出
のなりに本作り百姓と賠し一か所地遠へ八年も出
来易く事に双方出領主の為窮民救ふ為
警ハ津の米苦の流もの細谷川の水と米
まとハ子丈の況と為をたる河とかるふく姑メハ米くの徴民

丈人七人の男女との米も拾りくて一国の稲と汀記
やは米なれ一石のくハ為ふ為ふ為ふ為
多等の患を防さ出の程米を米を朱子の
社倉の法とやはふたく米法を和漢の習ふ為
遠ひとるくハ一くを為ふ市ふ為
為今年の大意なつさ時勢を斟酌して商府の
法出ふれふく上下の永久の大学ふ為ふ米と
事務の実四法を先ハ右朱子社倉の義と和解し
大略左ふ記ふ

一

宋朝の孝宗ふ大儒孝宗ふ称ふ天子の軌道ふ
年号ふ付ふ孝宗この位治ふ遠寧府の内宗安縣の
下ふる周耀卿ふ戸ふ不ふく社倉一ふ不建主有ふ其

新りハ乾道四年山陰ゟ百姓儀ハ乃公ハ朱子
ゟ米の多のゟ多ものしき者と勧ゟ用定米と
價を引下ゟ賣渡させ申ゟ而和と物ゟ米
多人数ゟ用定米もつき果てハ打しも清流ハ一揆
企く徒黨と徳程ゟ朱子の住居ハ騒動ゟ
乃ひ或ハ徒黨ゟ池加り下ゟ物取人数朱子ゟ
建寧府の官人ゟ常平倉の米相借と申ゟ
常平倉と申ハ古米ゟ儀の用米ゟ年ゟ豊凶ゟ
減ひ糶糴致し安穏の方と申ゟ而飢饉等
の備ハ致し居ゟ米ゟ米ゟ減ゟ宋の時代ゟハ法と
乃ひ其掛りの役人皆ゟ米と守り米と切ゟ
ものゟ多加り容易ゟ戸米と用ゟ不可ゟ

其府の府官ハ常小人物ゟ官義日ゟ朱子と信し居ゟ故
乃迷小常平倉の現米六百石運潰致し出ゟ朱子ゟ
ゟ米人ゟ公利ゟ求ゟ外ゟ付ゟ法人安堵し紀
元の辞道小海ゟ故密蔵小池加り者ゟ一揆
物ゟく乃迷騒候始末ゟ石浦江那小漂ゟ
相聖年民間ゟ右の米一粒ゟ不残ゟ徒朱子
常平倉人右の米府ゟ つゟ紀乃村社倉の米ゟの海寄
ゟく府官人ゟ ゟ右の米ゟ徒小ゟく相借ゟて年ゟ百姓の
徒由紀元ゟ者人利ゟ米と定ゟ し ゟ ハ飢候の
ゟ商ゟて ハ ゟく常平民間ゟて米ゟの習四米ゟ
公国務ゟ乃ひ故其民貸ゟ し 家言相成ゟく徒ゟ
ゟく ゟ徒ゟて小石徒ゟ利米と ゟ減大不化ゟ元

米穀を納めさせ毎年利息米穀を元米に加へ一倍に
なるまで元米に高を常年貢納に至るまで
毎度百姓の利米と元米に加へ年々に納めさせ別に
五義を設け学校と社倉と各村に社倉を開
設して仲冬に小民に米穀を与へて翌春に村方の
古老若に小而に学者数人を撰び毎年
持米数十俵を貸し渡し年中に利元米
二倍にも成り百姓に貸付の米穀を後に利息を
加へ元米と納めさせいまだ大小
民百の益に成り凶年に成ても年貢を不欠新田も開
村々繁栄して朱子の廣恵と載る米に成る日八年
朱子上京奈良の御在社倉の事業と安泊義開と及

仰ぎて広く世法と行ひ孝義を奨勧し
禁庭にても聖成事にて天下人
風俗極和の御徳と云ふ
後しかの事に御国の人
人民小術ひ職と云へ
いも数多きと方この大益に
御ふ元米を百姓に御貸付
より三百年に在貸付記
記録に御見へ
元と相濱風義の
元と世益と成
り年と四百年
朱子社倉と成
法に
仰ぎて
禁庭
風俗
後し
人民
いも
御ふ
より
記録
元と
元と
り年
朱子
社倉
法に
仰ぎて
禁庭
風俗
後し
人民
いも
御ふ
より
記録
元と
元と
り年
朱子
社倉
法に

百姓に貸付の米穀に利を加へ
百姓に貸付の米穀に利を加へ
百姓に貸付の米穀に利を加へ

世ゝを経て行なわれ来たれる法を行なう所
斗り永く行なわれて王朝の盛時を
保ち来たりの時代を礼世ゝ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

石と現米勘石の割合に拘はらず百姓ばかりの元米八分方の
名代に仕来りの作米と唱へ社倉と名付申候
納米も右の通り四万石の内高に
上まるとも石元米にして現米の石数の内
名代に四年貢米の内より上の石数に引減し社倉へ出
納米に仕来りへは石代の元米合て弐万石の内
初年分にして弐ケ年の間毎年石に直し仕来へは弐
年目に四万石二年目に六万石三年目は八万石四年
目は十万石に成申候と雖小社倉の元米に仕来候へ
共拾石に付米壱俵宛毎歩も其断と申候由の訳次
第に下に勘定民間は年々の事に拘り上に毎

年石代つゝ延米と出のけ落候の事に付命かゝる事に付
合願に仕来候四万石に成候年に付米に仕来候に抑上の
御用向に付大概表法銀年々調達に仕来候例年
出米にて出来に成候事に付調達に仕来候例年
弐万石と唱年の秋出来に付り上に延上方に地米に仕来
候へは上まると出のけ延れに社倉米の石一粒と延米に
御加り申下に成候弐万石に年よりと出用の助に御
加り下に相聖年の秋村方より出年貢の内より一粒
宛引減し社倉へ納に成候へは一粒と唱席米に
米出へ民間にもあんに仕来の利米を社倉に納
寅元年弐万石に成候へ寅年に成
延に弐万石と合て四万石と成候年出来に

年と迄ハ無利足年と秋皆済ニ仕候年と加様ニ成ハ
と利足年ニ成ル年と申候ハ、此利足年と
五ヶ年と後の社倉元年と成ル年迄五年ニ成ル
元年の三万石ハ上方ハ小前ハ上方ハ小前ハ
少しも仕損失ニ成ル民ハ五ヶ年ニ成ル元年一ツ
ハ此年助成ニ相加ル利足年ハ民ハ
助ニ相加ル十ヶ年ハ年ハ番組の美用ハ
家ハ年賦ハ年賦の内ハ来申酉戌亥の五ヶ年ハ
五の年寅の社倉元年ハ元年一ツ
七ヶ年の年迄ハ十ヶ年ハ
年ハ年

一元年五石　上ハ
上ハ

一同断　小ハ
武五石社倉元年ハ元年ハ
上ハ社倉元年ハ上ハ
利足年ハ年ハ上ハ
社元年ハ一ツ小ハ
来ハ年

一武五石　寅年ハ元年
四利足年百四拾石ハ
一千石　当未年ハ上ハ
一千石　同断　小ハ
四五石年ハ上ハ
隙年の年ハ元年武百六拾石ハ来年社元年ハ一ツ小ハ

御一ヶ所御
中ノ年

一四千石　去未年より元米
此利米弐百六拾石余ニ米年ニ利米百四拾石余
四百石仁義ニ付ノ分
一千石　当中年より上ル
一千石　同ノ分　下ル
〆六千石此分り上ル米年ニ迄利米八六珠宝ニ成ル
拾石〆　残八同ノ分
酉ノ年

一六千石　去中年より元米
此利米三百六拾石米年ハ四百石余ニ成ル六百六拾石

仁義ノ残分
一千石　当酉年より上ル
一千石　同ノ分　下ル
〆八千石此分り上ル同ノ分此利米六珠宝ニ成ル四百六拾石
残八同ノ分
戌年

一八千石　去酉年より元米
此利米四百六拾石米年ニ七百六拾石余ニ成ル
残ル同ノ分
一千石　当戌年より上ル
一千石　同ノ分　下ル
〆九百石此分り上ル同ノ分此利米六珠宝ニ成ル四百石残ル

右同断

寅年

一 壱万石　　去戌年より元来

此利米百石年々百姓合百石宛ハ仮渡

年々之内四ヶ年之内ハ去年より社倉の元

の掛米を御止被仰付壱万石ハ今壱ヶ年出ス

上ヶ之内ハ利米八米年迄一年ハ仮渡

百石宛ハ仮渡

子年

一 壱万石　　去戌年より元来

此利米百石年々百姓合百石宛ハ仮渡

此年より秋右元来壱万石内上ヶ之内子石ハ仮渡

一 壱万石　　去戌年より元来

此利米百石年々百姓合百石宛ハ仮渡

此年より秋右元来壱万石内上ヶ之内子石ハ仮渡

年より掛り来一粒も出来席に相成利米ハ初年より百石

拾石出来中ハ村役人会村内困窮者へ仮

渡ハ利米ハ出来ハ村役人会村内困窮者へ仮

利米席詰ハ社倉ハ元

ハ掛り四ヶ年間ハ利米ハ出来ハ社倉ハ元

百石宛ハ社倉ハ元来仮渡ハ

し人会詰人会寄右利米ハ内ハ仮渡ハ

を掛ハ掛り四ヶ年ハ先ハ百石宛ハ立ハ

ハ右利米ハ言ハ仮渡ハ

百石宛ハ立ハ社倉元来ハ仮渡

一 壱万石　　子年より社倉元来

右之米を郡之社倉と元米と称し村役人共と相
共相談之上貸付（相対）之利息を取り出し其利米を
以て（の）振に付り（八元米）数多之故法之儀の積り
米を納メさせ申候ハ〻之利息ハ〻貸出し大変
民を用ひ大変仏陀の年とも所の振もお願ひ申
候右之米貸付匹敵之人数番抹後乱の米を
来るの為ハ願ひ奉かし出ひもお願ひ振ごと
仕方振く修行と言ふ〻ハ〻行ふ先八文ケ年以後
後之年成多以て成申ふ〻ハ米と四拾両
如申上候ハ〻不及申と存奉

一 扨て米之者共の利益の考ハ拾両と宝数米ハ
郡ふ〻そ〻ふ〻ふ〻ふ

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]年ニ刻[illegible]
[illegible]
一
上[illegible]
[illegible]
[illegible]

ても大に成んかの為に出たる処にて掛り元来八文年
に後一所の御法は始終一様の様子にて永久の
助ケ合の為に成に十分に成に出たる事と又利
益と会り一戸様に成に成に出たる処と成さ
に成に出たる事と様に成に成さ
一
社会に成上の出来産に成おく八面倒に成るとも
にて出来て様にこの社会に成り成り行く人々米
の実に家初より下の掛米に上の出掛米に成
算用八国様にしお書に成に成に出掛米
に戸に様に出様に八出掛に成に成に
掛かに成に様に出様に八出掛に成に成
民百人様の不公平に成に出様に成に

上の出来産に不願様に成に成に成に成に出来
に成に考に成に通に成に成に成に成に成に
に成に社会の米に成に成に成に成に成に
に成に別に成に成に成に成に成に成に成
に成に成に成に成に成に成に成に成に
に成に成に成に成に成に成に成に成に
に成に成に成に成に成に成に成に成に
中に成に成に成に成に成に成に成に成
に成に成に成に成に成に成に成に成に
一
に成に成に成に成に成に成に成に成に
に成に成に成に成に成に成に成に成に
小に成に成に成に成に成に成に成に成

[illegible]年[illegible]初年[illegible]年[illegible]順年[illegible]二年[illegible]
[illegible]能[illegible]考（小田[illegible]元米[illegible]減[illegible]
[illegible]年[illegible]一年[illegible]中田[illegible]
[illegible]年の御[illegible]米年[illegible]の元利[illegible]
[illegible]
[illegible]

一右之通年数の後社倉出来候共上下共不宜敷
御座候ハ人永続仕申候事ハ十年程の内ハ
其年の凶荒等に上ハ有之候ハ
御座候ハ内ハ元来四方和合仕
居申候ハ民百の仕合の極に
御座候ハ後ハ大凶荒
有之候ハ無之ハ
減し一戸中四人ハ
一□別宿地を立方ハ何年の城下の村
方と御定なく一所に
方ハ御座の場所へ
不苦ハ

一社倉法の出来ハ
御座候ハ民百の風俗
上ハ
一年ハ法制を定りそ共人と様に
法に
法制の
人に
数の
以年

此人数ハ村方ニ中間百姓ハ村ニ小作百姓ニ成りて八人
数を定メ八人ハ兼ニ法吟味ニ成て小作ハ人ニ成ル
ハ村の法度利徳ハ国ニ成ル故ニ村ハ人の家年ニ成ひ打掛ひ
別家ニ成て村役人の家年ニ成ハ家ニ何ニ成ル
数ハ生ル易ク其文村役人と自ら切りの家と成る
ハ人ハ他ハ也ハ家ハ分の門ニ和曲の妹ハ成り下ル
御ニ其村ニ成ル為元性ニ一体出家お願ハ御ハ
ニ成ル人柄と成ル社会掛りの役人ニ成ル
村の住ハ高りハ人村ニ成ハ掛ひ不下家ハ
ニ成ハ大低ハ成ル人柄と一村ハ二三人ハ成年ハ
用ニ下ハ年ニ文代ニ成ル勢ニ成ル法人有ル
法ハ家ニ下ハ家ハ成ル家子社会の記ハ門不下ル

一

世ニ成ル行事ニ成ル
社会家年ニ勤家等ニ成ハ御家中ニ成ル役の人御立
合ニ成ル年ニ成ル家ハ御ハ保ニ成ル御ハ
御役人ニ用ハ不ル代ニ成ル訳ハ社会ハ民百の為て上ニ
御用ニ成ハ御役人ニ成ル
ニ成の御ハ朱子社会の法ニ世掛りの役ニ学者を
用ひる為ハ人ニ成ル朱子の御ニ成ル学者ハ御
の宿役ニ学者ニ成ル役人の別ハ何ニ成ル
年ニ成ル民百の家年ニ学者の職ハ
ニ成ル御ハ名用ニ御ハ学者の職ハ
人数ハ御ハ他ハ社会家の和曲ニ役ニ成ル
役人ハ朱子ハ免用学者ニ用ひ和ニ成ル

[illegible]

一

社倉ニ仮ル者ハ人ニ合ル米或ハ鳩[illegible]

人ニ[illegible]ル法ハ用ヒテ[illegible]ル社倉利息ニ用ヒラレ
[illegible]ハ[illegible]ル米ニ[illegible]ル
而ハ如斯の事形ハ[illegible]ル利息ニ用ヒラレ相[illegible]
ル様ニ[illegible]朱子社倉の記録中ニ載セ来ル所ニ[illegible]
ト[illegible]ル[illegible]ハ[illegible]代の事ニ[illegible]

一

朱子文集ニ用社倉掛りハ[illegible]字のミ詳ニ書[illegible]
此次ニ[illegible]ハ[illegible]ニ用ヒ[illegible]ル[illegible]
朱子社倉ニ利益大ニ[illegible]
[illegible]

[illegible]
相[illegible]
[illegible]

[illegible]

安政二年甲午穀雨　中井義之

[illegible]中稿

附録

余近キ比故アリテ國家經濟ノ方ヲ記シタル一書アリ其中ニ社倉ノ事ヲ述タル一項アリテ此社倉私議ノ一ニモ及ヒソレニ付テ云処ノ一條ハ此私議ノ跋トシテモ宜シク見エルモノニヘ今又コレヲ寫シ出シテ此巻ノ附録トスル事左ノ如シ

社倉ノ事　朱子社倉ノ法ハ民間小錢ノ救濟ノ方ニテ中畧秦韜玉ノ詩ノ為他人作嫁衣裳ナリト一笑ノミ又　唐秦韜玉貧女詩也　直道云此附録草莽危言卷之三社倉二條内一条ナリ草莽言字之内畧ス

寛政甲寅仲冬
寛政己未季秋

竹山居士識
藤田喜模寫

社倉私議

[illegible]

法を法方の主人四書小兵威徳して百万石と法をして
禁中小く四法と法へ法と法と法と時して国家の御用
をあり小をけ国人を法れ方分一戸小元家一石と出し
法を和へ小一戸を国家と法小利益と出して共家と
のけ也唯一戸六七の四年の多国をふ和久上天下国
家ようて武号一戸小法ひ法ひの四書をけく
変年をうなくして可申や

藤田信如答書

右御答書拝也貴方本家八月年六月六日書面ハ此御承
のちよりき御ゆ草芽芽兵書一冊ハ被ゆ一冊ハ社参の御保
ちれ小之文日ゆ御ゆ御一ハ御ゆ御ゆ御ゆ御ゆ御ゆ

薫蕕餘考 百四十八 終

中村為敬直道

薫蕕餘考 三拾三